

**2026年度 瀬戸内市地域活動人材育成事業運営業務**  
**公募型プロポーザル実施要領**

### **1. 業務目的**

地域活動の担い手の高齢化や、地域課題の多様化・複雑化が進む中、従来の地域コミュニティの枠組みだけでは、これらの課題への対応が困難となっている。

また、瀬戸内市には、区民に親しまれる「自然環境（六甲山・摩耶山等）」や「文化資源（瀬戸内百選、ミュージアムロード等）」などの地域資源が数多くあり、こうした特色を活かした魅力発信や地域活性化が必要である。

今後、持続可能で誰もが安心して暮らせるまち、そして瀬戸内市の魅力があふれ誰もが誇れる区民主役のまちを実現していくためには、地域の人々がそれぞれの強みを活かし、積極的に地域に参画していくことが重要である。

そこで、本業務では、主にこれから地域活動を始めたいたい人を対象に、実際に地域活動を行うことを想定した育成事業を実施する。

### **2. 業務内容に関する事項**

#### **(1) 業務の内容**

別紙仕様書のとおり

#### **(2) 契約上限額**

別紙仕様書のとおり

#### **(3) 対象期間**

別紙仕様書のとおり

#### **(4) 費用分担**

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、瀬戸内市地域協働課は、契約金額以外の費用を負担しない。

### **3. 契約に関する事項**

#### **(1) 契約の方法**

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は瀬戸内市地域協働課と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### **(2) 委託料の支払い**

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、前金払とすることもできる。前金払の場合は、契約締結後、契約額の3割を上限に受託者の請求に基づき速やかに前金払い、委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行

い、検査完了後、受託者からの請求に基づき残余額を支払う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金

なし（神戸市契約規則第 25 条第 1 項より）

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4. 応募資格

神戸市内に活動拠点を有する NPO、大学、社会福祉法人、民間事業者等で、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 提出書類の受付期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に該当しないこと。

#### 5. スケジュール

- (1) 公募開始 2026 年 2 月 19 日（木）14 時
- (2) 質問受付締切 2026 年 3 月 5 日（木）17 時まで
- (3) 質問に対する回答 2026 年 3 月 16 日（月）（予定）
- (4) 企画提案書等の提出期限 2026 年 4 月 6 日（月）17 時まで
- (5) 参加資格決定通知・選定委員会（プレゼンテーション）の案内送付 2026 年 4 月中旬
- (6) 選定委員会（プレゼンテーション） 2026 年 4 月 17 日（金）（予定）
- (7) 選定結果通知 2026 年 4 月下旬（予定）
- (8) 契約締結 2026 年 4 月下旬（予定）

## 6. 応募手続きに関する事項

### (1) 配布書類

- ア 配布期間 2026年2月19日（木）14時から2026年4月6日（月）17時まで
- イ 配布方法 瀬戸内市役所ホームページに掲載
- ウ 配布物 実施要領（本書）・仕様書・参加資格確認書（様式1）

### (2) 質問の受付

- ア 受付期間 2026年2月19日（木）14時から2026年3月5日（木）17時まで
- イ 質問方法 様式不問、下記の質問先宛にEメールで送信すること
- ウ 回答 2026年3月16日（月）に瀬戸内市役所ホームページに公表予定

### (3) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 2026年2月19日（木）14時から2026年4月6日（月）17時まで
- イ 提出先 下記応募書類の提出先のとおり
- ウ 提出方法 データをEメールで提出（代表者印押印の書類はスキャンデータを提出すること）

#### エ 提出書類

##### (ア)企画提案書（A4判・様式自由）

＜記載必須項目＞

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・本業務に対する効果的な広報方法
- ・本業務の実施方法、手法、スケジュール
- ・本業務にかかる実施体制、支援体制（講座の講師案、講師の経歴・実績のわかるものも提示すること）
- ・類似業務実績

##### (イ)見積書

##### (ウ)参加資格確認書（様式1）

##### (エ)法人・団体概要が分かる書類（様式自由）

##### (オ)その他補足資料（任意・様式自由）

### (4) 参加資格決定通知

提出書類に基づき参加資格、内容の不備（企画提案書に記載必須項目が記載されていない等）の確認を行い、参加資格の有無について2026年4月中旬にEメールで通知する。

## 7. 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	審査内容	配点
理解度	本業務の趣旨・目的に即した内容となっているか。	20 点
企画力・効果	参加者にとって魅力的で内容効果が得られる内容となっているか。	20 点
計画実現性	計画的な事業スケジュールとなっているか。またそれを達成しうる能力・実績が見込まれるか。	25 点
運営体制	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか。	15 点
金額	最低見積額を 10 点とし、以下の式によって事務局が算出する（小数点以下第 1 位は四捨五入）。 ※価格点 = 10 点満点 × (最低見積額 ÷ 各見積額)	10 点
地域性	提案者は、神戸市に活動拠点を設けているか（主たる事務所が市内の場合 10 点、従たる事務所が市内の場合 5 点）。	10 点
合 計		100 点

## （2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、灘区地域活動人材育成事業運営業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
- ・詳細な時間等は、2026 年 4 月中旬頃に通知する。
- (ア)日時 2026 年 4 月 17 日（金）（予定）
- (イ)場所 神戸市灘区桜口町 4 丁目 2 番 1 号 灘区役所内
- (ウ)内容 企画提案書等によるプレゼンテーション（質疑応答あり）
- (エ)注意事項
- ・100 点満点で評価を行い、各委員の評価点の総合計が最も高い応募者を契約候補者とする。ただし、総合計が 6 割未満の場合は契約候補者に選定しない。
  - ・総合計が最も高い応募者が複数名となった場合、評価項目「計画実現性」の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。
  - ・応募者が 1 社の場合も総合計が最低基準（6 割）を満たさない場合は、契約候補者として選定しない。
  - ・委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
  - ・委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

### (3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
  - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 本事業は2026年度神戸市一般会計予算の成立をもって実施するものとする。

## 9. 質問・応募書類の提出及び問い合わせ先

灘区役所総務部地域協働課 事業推進担当（神戸市灘区桜口町4丁目2番1号）

Tel: (078)843-7001 内線 224

Mail : [nada\\_jigyou@city.kobe.lg.jp](mailto:nada_jigyou@city.kobe.lg.jp) (質問・応募書類の提出先)